営農レポート

令和4年3月18日

Niigata

発行: **・// JA/JA全農にいがた**

台湾向け「梨の花芽穂木」輸出の取組み

1.「梨の花芽穂木」の輸出とは

台湾では日本梨の人気が高く、1970年台に日本梨の花芽を台湾在来種に接木する 技術が確立されて以来、「新興」を中心に「豊水」、「幸水」の花芽穂木が日本から輸出さ れ、台湾で栽培されています。





○花芽穂木を台湾在来種に接いだ様子 ○台湾の園地で栽培されている様子

2. JA全農にいがたにおける花芽穂木の取扱い

JA全農にいがたでは、農家の所得向上と台湾からのニーズに応えるため平成9年か ら梨花芽穂木の輸出を開始し、今年度でちょうど25年目となります。

本県の梨花芽穂木は品質が良く、現地の農業団体および生産者から高い評価を受けて いますが、令和3年度はアラレ被害による黒斑の発生により、製品歩留まりが大きく低 下しました。その結果、例年25トン前後の輸出実績が令和3年度は約6トンの実績とな りました。

3. 梨花芽穂木の出荷のメリット

花芽穂木を出荷するメリットは次のとおりです。

- (1) 剪定枝として廃棄される枝を出荷とすることで農家の収入源となる。
- (2) 冬場(11月、12月)の安定的な収入の確保につながる。
- (3) 出荷前のシーズン値決めにより、収入の見通しが立ちやすい。

4. 近年の情勢について

近年は、輸出した穂木からの病害虫検出や台湾現地で開発された新品種「甘露」の普及などにより、計画数量は年々減少傾向にありますが、台湾における新潟県産穂木の需要は高く、特に新興は根強い人気があります。高品質穂木の出荷を徹底し続けることで需要の回復・拡大は十分見込まれています。

令和3年度は、計画数量は達成できませんでしたが、出荷規格を厳守したことにより、 品質不良による台湾からのクレームは発生せず、高い評価を得ました。

来年度以降も厳選出荷を継続し、取扱量の拡大をはかって参ります。

5. 輸出までの流れについて

穂木を輸出するには、前年末~年始に輸出する園地を登録し、4~8月にかけて植物 防疫所による各種調査(病害虫発生状況の確認、適正な栽培管理がされているか等)を 全て完了し、輸出対象園地として合格する必要があります。

穂木の刈取りについては、落葉が完了する11月中旬頃から始まり、12月末まで出荷(輸出)が行われます。

関連法令や政府間で取り決めた輸出ルールに則り、適正な輸出を行うための手続きが必要です。このため、新規に開始する場合、手続きのスケジュール上、令和5年度輸出からの取組みとなりますが、興味や関心がある方はまずは最寄りのJAへお問い合わせください。



○産地での選別作業風景。

以上

(園芸部 花き・直販課)

※ 掲載内容の無断使用・転載を禁じます。